

西成区役所地域防災力向上アドバイザー会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、西成区役所地域防災力向上アドバイザー会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員の選考は、筆記試験及び面接の内容を総合的に勘案して任用する。

(再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小又は廃止等の状況及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(業務内容)

第4条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 地域防災訓練の実施支援
- (2) 地区防災計画の更新支援
- (3) 区内小中学校の土曜授業での防災講演の実施
- (4) 区内在住・在勤の団体・グループへの防災出前講座の実施
- (5) 避難行動要支援者に対する個別支援計画の構築支援
- (6) 地域防災活動者の掘り起こし（新たな担い手）
- (7) 地域活動（補助金）の防災活動への活用支援
- (8) その他、地域防災活動の支援

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 勤務日数は、週5日とする。
 - (2) 勤務時間は、午前9時00分から午後3時45分で週30時間とする。
- ※上記を基本とするが、状況に応じて他の勤務時間を指定する場合がある。
- (3) 休憩時間は、45分とする。

(休日)

第6条 会計年度任用職員の休日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日～1月3日）

※上記を基本とするが、土・日曜日及び祝日が勤務日となる場合、他の曜日に振り替えることがある。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、西成区長が定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。